

## 2 多摩川沿い地区の景観特性と課題

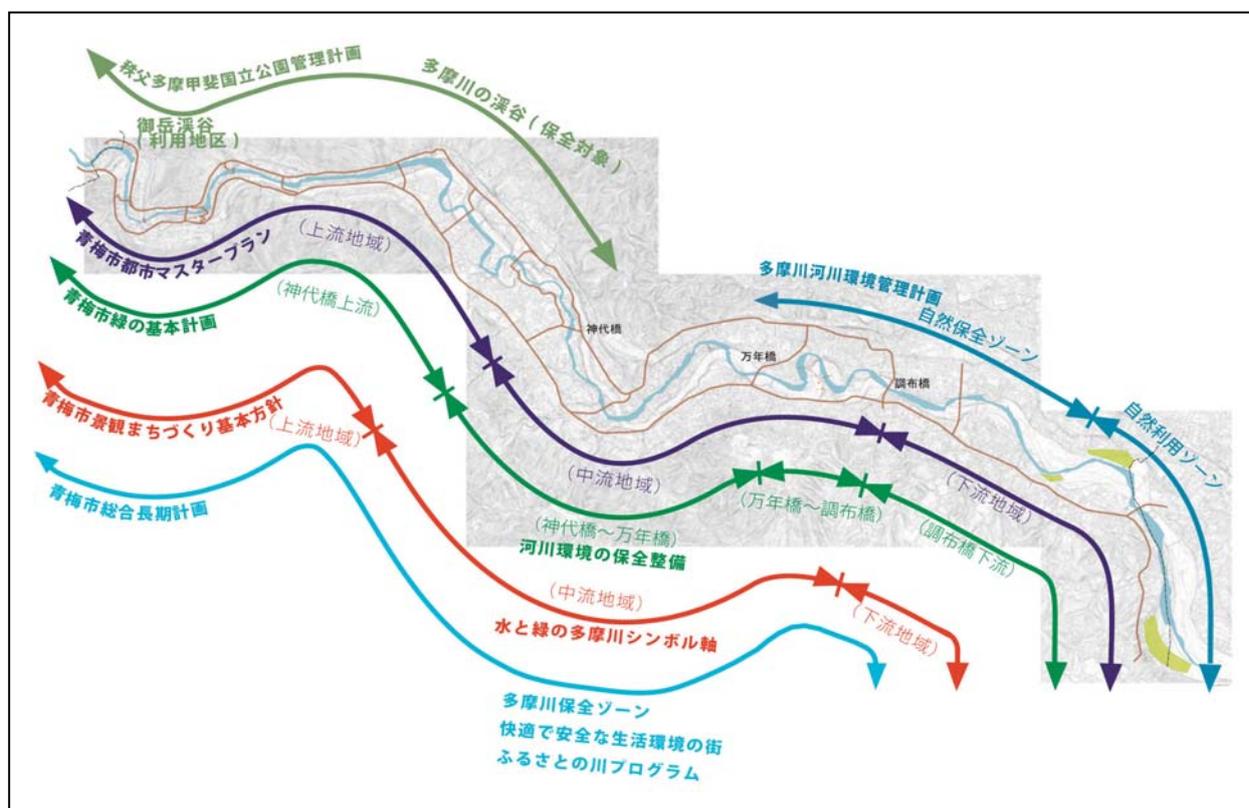
### (1) 上位・関連計画における多摩川沿い地区の位置づけ

多摩川沿い地区に関しては、国、都および市が策定した各種の上位・関連計画があります。これらの計画では、上流地域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されていること、中流から下流地域に立川崖線等の河岸段丘の崖線樹林があることを受けて、これらの広域的な自然環境資源の保全を図ることを基本としつつ、上流から下流に向かうにつれ、自然の保全から利用へとシフトする方向性が示されています。

また、こうした方向性を基本とした上で、河川空間の利用については、御岳渓谷を中心に自然度の高い景観や生態系を保全し、これらとふれあう自然散策や国立公園としての広域的な自然観光としての利用、中流から下流地域にかけては公園や球技場など市民レベルの施設を核としたレクリエーション利用の方向が示されています。（下図、次頁の表参照）

特に、「青梅市都市計画マスタープラン」および「青梅市緑の基本計画」では、本計画と直接関わりのある方向性が定められるとともに、その実現に向けた具体的な施策の内容が示されています。

多摩川沿い地区の景観形成においては、これらの上位・関連計画における多摩川沿い地区の位置づけや整備の方向性を踏まえることはもとより、これらの具体的な施策と効果的に連携を図っていきます。



■ 上位関連計画における多摩川沿い地区の位置づけのまとめ

## ＜上位関連計画における多摩川沿い地区の位置づけと基本的な方向のまとめ＞

### ■上位計画における地区の位置づけ

計画	位置づけ	区間	基本的な方向
青梅市総合長期計画	基本構想(H15)	多摩川保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清流や河岸の緑の積極的な保全</li> <li>○水質浄化、水辺環境の保全</li> <li>○散策路整備、生活に潤いある空間としての活用</li> <li>○周辺市街地との調和のための土地利用制限等の検討</li> </ul>
		快適で安全な生活環境の街	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな自然環境や景観の保全</li> <li>○身近な自然とふれあい、人と自然とのつながりを大切にしてい</li> <li>○取組みの推進</li> </ul>
	後期基本計画(H20)	ふるさとの川プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多摩川の清流や水辺の景観、崖線緑地の保全・回復</li> <li>○河川清掃、水辺の散策路や公園の整備</li> <li>○川に親しみ自然に学ぶまちづくり</li> </ul>
青梅市景観まちづくり基本方針(H16)	水と緑の多摩川シンボル軸	上流区間	○渓谷美を満喫する散策・回遊空間の形成
		中～下流区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水をたたえ、深い緑に縁取られた美しい川の景観の保全</li> <li>○河原からの眺望の保全</li> <li>○豊かな自然環境と調和するリフレッシュ空間の充実</li> </ul>

### ■関連計画における地区の位置づけ

計画	位置づけ	区間	基本的な方向
秩父多摩甲斐国立公園管理計画(H16)	多摩川の渓谷(保全対象)		○河川沿いに残された森林や渓谷の風致又は景観及び生態系の保全、利用環境の保全
	御岳渓谷(利用地区)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然とのふれあいの場としての利用促進</li> <li>○自然とのふれあい、安全、快適な利用推進のための自然探勝路の計画的整備</li> </ul>
多摩川水系河川整備計画(H13)	多摩川水系の大臣直轄管理区間外区間(直轄管理区間)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○多摩川らしい河川景観を継承</li> <li>○多摩川八景、50景等の景観保全</li> </ul>
多摩川環境管理計画(S55策定、H13改訂)	自然保全ゾーン	下奥多橋付近～万年橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然生態系の保全</li> <li>○積極的な人工的利用を図る施設は持たせない</li> </ul>
	自然利用ゾーン	下奥多橋付近下流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然的な施設を中心とした整備(自然観察園等)</li> <li>○若干の人工的施設の配慮</li> </ul>
多摩川の景観形成の考え方(H21)	区間8	下奥多橋付近～万年橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緑に囲まれた自然度の高い渓流景観の保全</li> <li>○自然と調和したレクリエーション環境の保全・育成</li> </ul>
	区間7	下奥多橋付近下流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○川原と水面、両岸に迫る豊かな緑が調和した景観の保全</li> <li>○緑豊かな環境を活かした河川周辺の活動空間の魅力向上</li> </ul>
東京都都市景観マスタープラン(H6)	多摩川・国分寺崖線軸		○武蔵野台地南端部を東西方向に結ぶ軸の「東京の東西をつなぐ水と緑の帯」としての保全
東京都景観計画(H23)	一般地域		○周辺景観に特に大きな影響を与える行為に対し、周辺の自然、歴史、文化、地域性等への配慮を求める
	景観重要公共施設(多摩川)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりに配慮した整備</li> <li>○生態系に配慮した自然環境の保全・創出</li> </ul>
緑確保の総合的な方針(H22)	多摩川由来の崖線		○崖線の緑の保全
青梅市緑の基本計画(H21)	河川環境の保全整備	神代橋上流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多摩川の良好な水辺環境と崖線樹林の保全</li> <li>○自然とのふれあいの場としての活用の促進</li> <li>＜施策レベルの内容＞</li> <li>・秩父多摩甲斐国立公園の特別地域の拡大</li> <li>・遊歩道、ピクニック広場などの整備</li> </ul>
		神代橋～万年橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○崖線樹林の保全</li> <li>＜施策レベルの内容＞</li> <li>・特別緑地保全地区や緑地保全地域制度などの活用</li> </ul>
		万年橋～調布橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民が利用しやすい環境の整備</li> <li>＜施策レベルの内容＞</li> <li>・釜の淵緑地(公園)としての自然環境・景観の保全</li> </ul>
		調布橋下流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水と親しむ空間として自然環境を生かした整備</li> <li>＜施策レベルの内容＞</li> <li>・新たな都市緑地としての位置づけ</li> <li>・利用区域を限定した施設整備の検討</li> </ul>
		全域(沿川市街地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境や景観との調和</li> <li>＜施策レベルの内容＞</li> <li>・建物の高さ制限の検討(容積率の見直し、特別用途地区指定など)</li> </ul>
青梅市都市計画マスタープラン(H11) ・地域別構想(多摩川沿い地域)	上流地域	神代橋上流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○美しい渓流と崖線の緑、清流の保全</li> <li>○豊かな自然の水辺空間にふれる場としての活用</li> <li>○豊かな自然環境と文化的施設の観光資源としての活用</li> <li>＜主な実現化施策＞</li> <li>・秩父多摩甲斐国立公園の特別地域指定の拡大</li> <li>・遊歩道などの水辺施設の整備</li> </ul>
	中流地域	神代橋～調布橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多摩川と崖線の緑の自然環境・景観形成資源としての保全</li> <li>○市街地の建築物高さなど、土地利用制限や景観ルールの検討</li> <li>＜主な実現化施策＞</li> <li>・都市計画緑地の整備</li> <li>・都自然保護条例にもとづく緑地保全地域の指定</li> <li>・都市計画緑地保全地区の指定</li> <li>・容積率の見直し、特別用途地区の指定</li> <li>・遊歩道などの水辺施設の整備</li> </ul>
	下流地域	調布橋下流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多摩川と崖線の緑、市街地に残る河岸段丘の緑の自然環境・景観形成資源としての保全</li> <li>○レクリエーション施設などを通じた親水空間としての活用</li> <li>＜主な実現化施策＞※中流地域と同じ</li> </ul>

## (2) 景観形成に関わる法規制・制度等

多摩川沿い地区に関しては、国、都および市が制定・施行した各種の関連法規制・制度が導入され、それぞれの制定主体によって運用がなされています。

これらの既往の規制・制度は、大きく「緑地・水域の保全に関わる制度」および「建築物・工作物等に関わる制度」に区分されます。

「青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画」では、これらの規制・制度との連携を前提にした景観形成の施策を構築します。

以下に、「緑地・水域の保全に関わる制度」および「建築物・工作物等に関わる制度」について、既往の制度の概要を示します。

### 《緑地・水域の保全に関わる制度》

#### ア 広域的な緑地・水域の保全制度

多摩川沿い地区では、秩父多摩甲斐国立公園（神代橋から上流）および立川崖線が、国や都レベルの広域的な緑地・河川として保全対象となっており、法令にもとづく許可・届出による個別審査の制度が設けられています。

国立公園では、土石の採取や土地形状の変更に関わる行為を対象として、稜線などの眺望対象や主な展望地からの風景を守るといった観点から、届出の基準が定められています。

なお、木竹の伐採については、当該区域は特別地域ではないため、届出行為の対象とはなっていません。

一方、立川崖線では、緑地保全地域などを個別に指定した上で、既存の緑地を保全するため、地区内の建築物・工作物の建設・改変を「従前敷地での従前規模を超えない建て替え」に限定、すなわち、従前の規模を超える建設を認めないことにより、指定地区単位で緑地の保全を図るものとなっています。

#### イ 沿川の市レベルの緑地・水域の保全制度

市では、中流地域のうちの約 30ha を都市計画緑地（釜の淵緑地）に指定し、そのうち一部の開園区域を市立の都市公園（釜の淵公園）として管理することにより、沿川の市レベルの緑地・水域の保全を図っています。

都市計画公園・緑地区域内は、建築制限（木造・鉄骨造・ブロック造、2階以下）により未供用区域の今後の事業化を担保してきましたが、平成 18 年以降、将来の事業化を担保しつつ当面の地権者の負担や防災面などに配慮する主旨で、建築制限緩和（木造・鉄骨造、ブロック造、3階以下）が行われています。

#### ウ 「東京における自然の保護と回復に関する条例」にもとづく開発許可制度

東京都では、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて一定規模以上の自然地を含む土地（国立公園普通地域については 1,000 m<sup>2</sup>以上）を開発する際には、自然環境に配慮した開発行為とするよう求めており、無秩序な開発の抑制を図っています。

## 《建築物・工作物等に関わる制度》

### ア 秩父多摩甲斐国立公園区域内の制度

秩父多摩甲斐国立公園の普通地域に指定されている区域では、自然公園法第33条第1項第1号、および同施行規則第14条第1号にもとづき、高さ13mを超える、または延べ面積1,000㎡を超える建築物、高さ30mを超える鉄塔等の新築、改築、増築に際し、届出が必要となります。

また当区域内の青梅街道、吉野街道沿い等については、都の屋外広告物条例において、屋外広告物の掲出に際し、厳しい規定のある禁止区域に指定されています。

### イ 東京都景観計画（東京都景観条例）にもとづく届出制度

景観法にもとづく東京都景観計画では、都内市町村部の一般地区に対し、高さ45m以上又は延べ面積15,000㎡以上の建築物を対象に、新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更について届出制度を設けており、東京都景観条例の景観形成基準によって配置、高さ、意匠、色彩等について景観誘導を行っています。

### ウ 多摩川沿川における高度地区制度

平成16年の青梅都市計画の変更により、多摩川沿いの大部分の区域に10mまたは12m絶対高さ制限付き高度地区が導入されています。

しかし、国立公園内の御岳橋周辺左岸（近隣商業地域）、奥多摩橋詰左岸（第一種中高層住居専用地域）や、万年橋から下流の川沿いの準工業地域、第一種住居地域などでは、絶対高さ制限付きではない第2種高度地区に指定されている区域も多くみられます。

### エ 市条例にもとづく届出制度と色彩ルール

「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづいて、一般地区（青梅駅周辺景観形成地区以外の全域）では、高さ10mを超えて延べ面積1,500㎡以上の建築物、高さ15mを超える建築物・工作物に関わる行為が届出対象となっています。

この届出の審査基準として、マンセル表色系による具体的な色彩ルールが定められています。

なお、青梅駅周辺景観形成地区内では、ほぼ全ての行為が届出対象となっています。

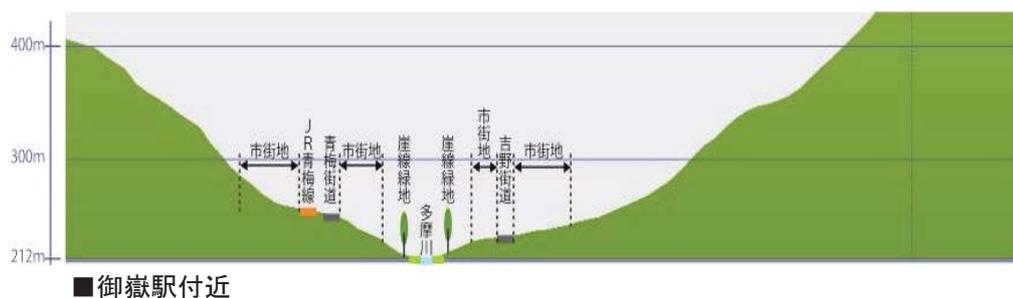
また、市条例にもとづく届出制度ではありませんが、「青梅市景観形成ガイドラインー公共施設の標準デザイン指針ー」では、市内全域を対象に、道路付属物・ガードレール等の基準色として、ダークブラウンなどを推奨しています。

### (3) 多摩川沿い地区の景観特性

多摩川沿い地区の景観を構成する基本的な要素は、多摩川とその周りに展開する青梅の市街地です。そして、これら両者の関係もまた、多摩川沿いの地区の景観を特徴づけています。ここでは、これらを踏まえ多摩川沿い地区の景観特性を整理します。

#### ア 多摩川の河道特性

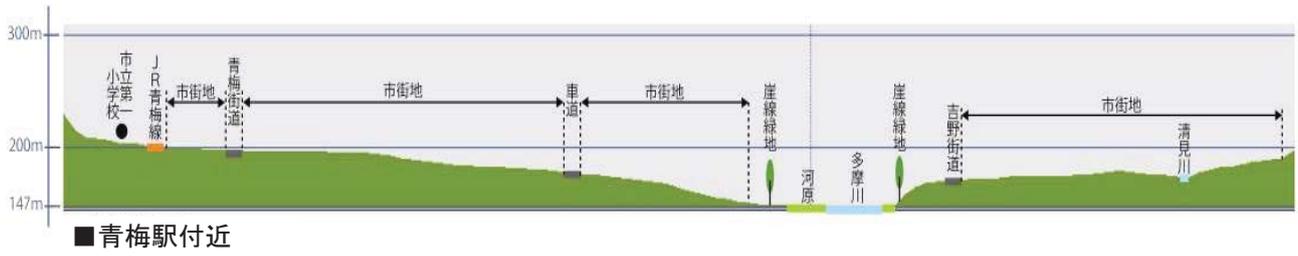
多摩川は、上流から下流へと徐々にその姿を変化させながら青梅市内を貫流しています。上流地域では、水面幅も狭く大小の岩とかみ合いながら流れる溪流の様相を呈した山間河道であり、周囲の山地斜面も迫った自然性の高い景観を見せえています。



#### ■上流地域の河道

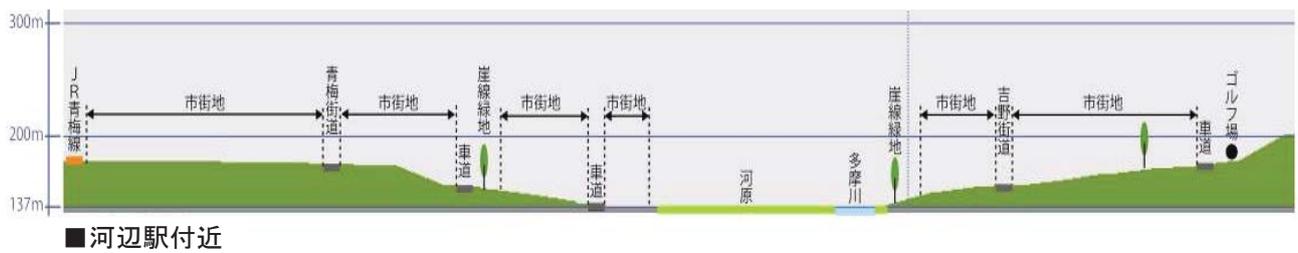
崖線の緑と山地斜面が一体となった自然性の高い渓谷的な山間河道。

軍畑大橋から下流では、河岸段丘が発達し段丘上に市街地が展開します。水面幅も徐々に広がり、多摩川の流れは蛇行を繰り返すようになります。



■ 中流地域の河道  
河岸段丘が発達するとともに、蛇行が顕著になる中流地域の河道。

下奥多摩橋から下流では、砂州の発達が著しく広い河原をもった扇状地河川の様相を呈しています。



■ 下流地域の河道  
砂州の発達が顕著で、広い河原を有する扇状地河川。

## イ 多摩川沿いの緑

多摩川沿いには崖線緑地が発達し、多摩川の流れは豊かな緑に縁取られています。崖線緑地は、市内を貫流する多摩川の全地域で連続的に見られますが、下流地域では、市街地の開発などにより崖線緑地が途切れている箇所も見られます。

## ウ 沿川の土地利用・市街地

沿川の土地利用・市街地も、上流から下流へと徐々にその姿を変化させています。

上流地域では、「第一種低層住居専用地域」が中心で、低層・小規模な建築物がほとんどであり、山間集落や樹園・畑地が混在する田園住宅地などの落ち着いた雰囲気の市街地が広がっています。

万年橋付近から下流になると、「第一種住居地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「準工業地域」などが混在するようになります。高層建築物も目立つようになり、特に左岸側の地区は、中心市街地の景観を呈しています。一方右岸側は、住宅と段丘上に展開する樹園・畑地が混在する田園住宅地の中に高層建築物が点在する景観となっています。



### ■上流地域の景観

豊かな緑の中にまちの要素が点在する自然性の高い景観。



### ■中・下流地域の景観

崖線の緑越しに市街地を眺める魅力的な川沿いのまちの景観。

## エ まち・人と多摩川との関わり

### 《現在の関わり》

まち・人と多摩川との関わりは、青梅の市街地が河岸段丘の上に展開することおよび崖線緑地が発達していることから、部分的・拠点的なものとなっています。

上流地域では、御岳渓谷周辺が市内外の多くの観光客が訪れる場所となっており、観光資源や観光客向けの施設等が立地しています。また、御岳渓谷遊歩道を中心にこれらを巡る散策コースなども整備されています。

中流地域では、「釜の淵公園」が市民の憩いの場として整備されており、また下流地域では、河川敷地を活用した「市民球技場」および「友田レクリエーション広場」が整備され、前面の河原を含めてレクリエーションの場となっています。これらの中・下流地域の広場は、市街地からも近いことから、朝夕の散歩などの利用者も多くなっています。



■御岳渓谷



■釜の淵公園



■市民球技場



■友田レクリエーション広場

多摩川の流れを良好に眺めることのできる視点場としては、上流地域では「櫛かんざし美術館」、中流地域では「市立美術館」などが挙げられます。また中流地域には「日向和田臨川庭園」があり、落ち着いた雰囲気の中で多摩川の流れを感じることができます。

多摩川沿いにはこの他にも幾つかの公園・広場がありますが、多摩川の流れるを感じる場としては十分に整備されていないのが現状です。そのため、多摩川に架かる橋梁は、多摩川の流れるを感じる重要な場です。橋上からの眺めはもちろん、多くの橋梁には橋詰広場が整備されており、多摩川の流れるを感じる身近な場となっています。



■ 榎かんざし美術館からの眺め



■ 市立美術館からの眺め



■ 日向和田臨川庭園

落ち着いた雰囲気の中で川を眺めることができる。



■ 大柳児童遊園

川沿いの公園・広場から多摩川を眺めることができる場所もある。



■ 多摩川に架かる橋梁の橋詰広場

記念碑や橋の解説板が設置された橋詰広場も多い。

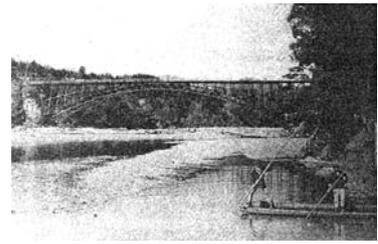
(多摩川橋 (左)、調布橋 (右))



## 《歴史的な関わり》

### (ア) 多摩川の橋と渡し

『武蔵名勝図会』によれば、近世以前の市内には日向和田万年橋と御岳万年橋の2つの万年橋が架けられていました。御岳万年橋は、現在の御岳橋よりも少し上流に架けられ、現在もその位置には古い橋台が残されています。神代万年橋は、日向和田村と下村の間に架けられていました。



大柳の渡しと万年橋  
(出典：青梅市史)

地形的に架橋できる場所が限られていた市内を流れる多摩川には、「軍畑の渡し」「竹の下の渡し」「大柳の渡し」「千ヶ瀬の渡し」「河辺の渡し」「友田の渡し」といった渡し場がありました。これらの渡し場は、橋梁が整備されるまで、市内南北の交通路として重要な役割を果たしていました。

### (イ) 筏流し

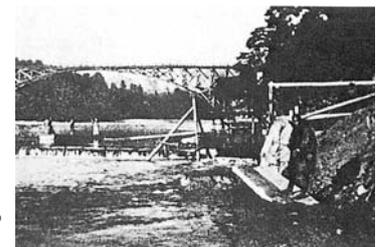
徳川氏が関東入国後、江戸城の修築や市街地の建設等で膨大な量の木材が必要になり、江戸から地の利のよい青梅地方は重要な木材供給地となりました。多摩川上流や秋川から産出される木材は「青梅材」と呼ばれ、筏に組まれ、多摩川を下って運ばれました。筏を巧みに操って川を下る筏乗りは収入がよく、粋で勇ましい“いなせ”な仕事でもありました。このような筏流しは、大正末期まで続きましたが、トラック輸送に取って代わり、その姿を消しました。



筏流しの様子 (出典：青梅市史)

### (ウ) 水車の利用

多摩川水系の水車は、江戸時代には穀物加工用が大半を占めていました。その後、明治30年代になると、上流部では製材用水車が新設されるようになりました。



青梅市調布橋付近、大正末期  
(出典：新多摩川誌)

### (エ) 青梅縞 (布さらし)

万葉集にも詠われた多摩の織物。江戸時代には青梅周辺で商品生産が盛んに行われるようになり、青梅縞として有名になりました。これらの織物を多摩川の清流にさらす風景も多摩川の風物詩の一つでした。



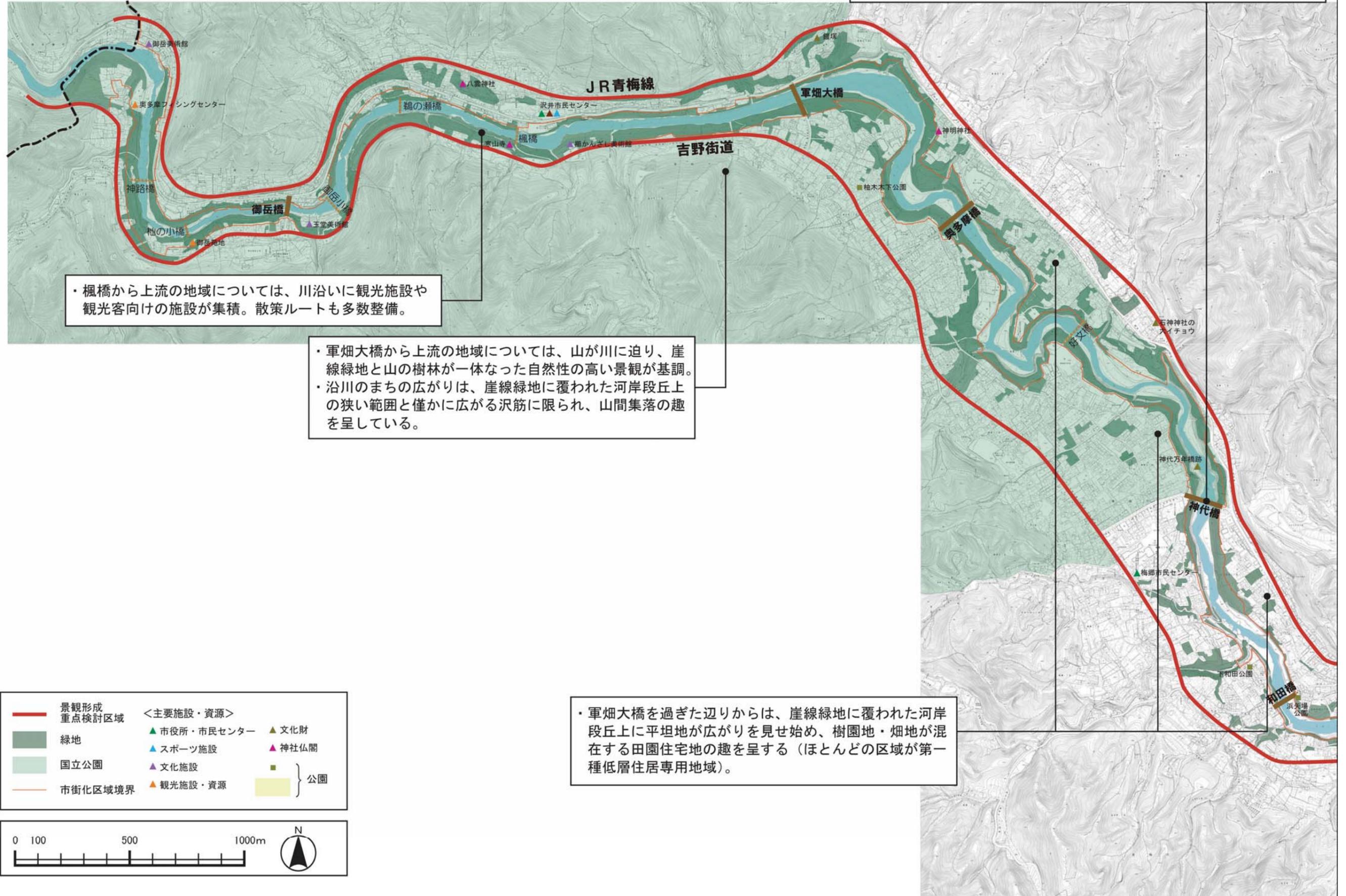
(出典：新多摩川誌)

### (オ) 多摩川の鮎

多摩川の鮎は、江戸時代初期から特産物として現物で江戸城に上納され、御菜鮎 (御用鮎、上ヶ鮎) と呼ばれていました。明治から昭和初期まで、多摩川ではまだ鵜飼やはね網などの鮎漁が行われていました。

■多摩川沿い地区現況図（上流地域・中流地域の一部）

・神代橋から上流の地域については、概ね秩父多摩甲斐国立公園の区域。

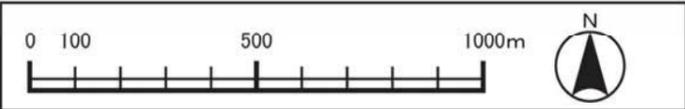


・楓橋から上流の地域については、川沿いに観光施設や観光客向けの施設が集積。散策ルートも多数整備。

・軍畑大橋から上流の地域については、山が川に迫り、崖線緑地と山の樹林が一体なった自然性の高い景観が基調。  
 ・沿川のまちの広がり、崖線緑地に覆われた河岸段丘上の狭い範囲と僅かに広がる沢筋に限られ、山間集落の趣を呈している。

・軍畑大橋を過ぎた辺りからは、崖線緑地に覆われた河岸段丘上に平坦地が広がりを見せ始め、樹園地・畑地が混在する田園住宅地の趣を呈する（ほとんどの区域が第一種低層住居専用地域）。

— 景観形成重点検討区域	＜主要施設・資源＞	
■ 緑地	▲ 市役所・市民センター	▲ 文化財
■ 国立公園	▲ スポーツ施設	▲ 神社仏閣
— 市街化区域境界	▲ 文化施設	} 公園
	▲ 観光施設・資源	



■多摩川沿い地区現況図（中流地域の一部・下流地域）

・沿川から多摩川を眺められる場所は意外と少なく、臨川庭園は貴重な視点場。

・万年橋付近から下流の左岸地域では、高層建築物の立地が目立ち始める。

・調布橋から下流の左岸地域では、崖線緑地が痩せ、緑が断続する地域も現れ始める。

・万年橋から調布橋の地域は釜の淵緑地（都市計画緑地）として整備され、多くの市民の憩いの場となっている。

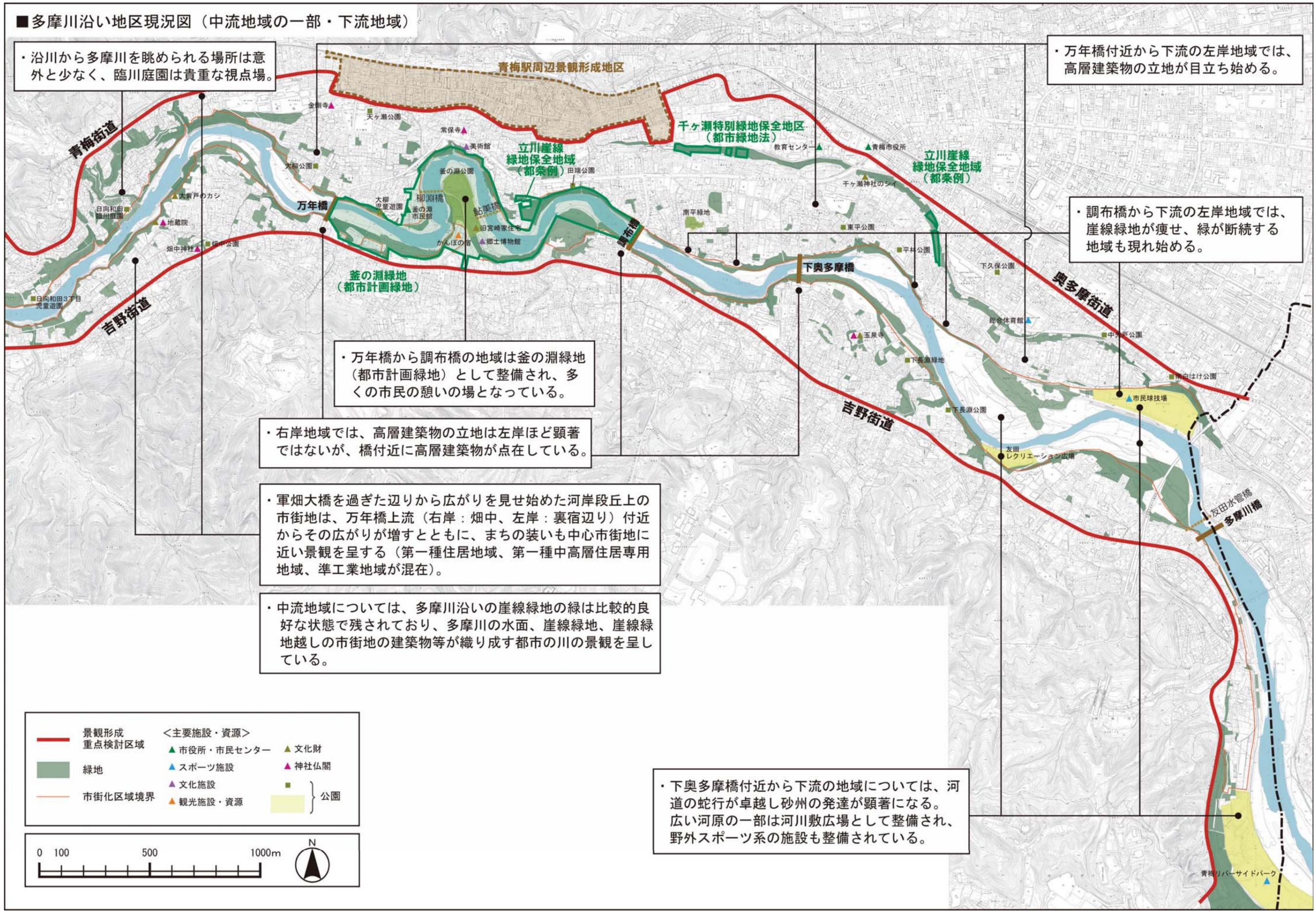
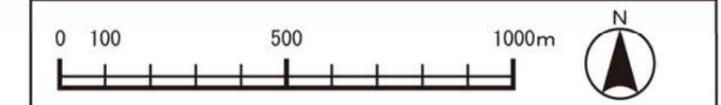
・右岸地域では、高層建築物の立地は左岸ほど顕著ではないが、橋付近に高層建築物が点在している。

・軍畑大橋を過ぎた辺りから広がりを見せ始めた河岸段丘上の市街地は、万年橋上流（右岸：畑中、左岸：裏宿辺り）付近からその広がりが増すとともに、まちの装いも中心市街地に近い景観を呈する（第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域、準工業地域が混在）。

・中流地域については、多摩川沿いの崖線緑地の緑は比較的良好な状態で残されており、多摩川の水面、崖線緑地、崖線緑地越しの市街地の建築物等が織り成す都市の川の景観を呈している。

・下奥多摩橋付近から下流の地域については、河道の蛇行が卓越し砂州の発達が目立ち始める。広い河原の一部は河川敷広場として整備され、野外スポーツ系の施設も整備されている。

	景観形成重点検討区域		市役所・市民センター		文化財
	緑地		スポーツ施設		神社仏閣
	市街化区域境界		文化施設		公園
			観光施設・資源		



#### (4) 多摩川沿い地区の景観形成に当たっての課題

多摩川沿い地区の景観は、前項までに示したように、多摩川を縁取る緑や沿川市街地の建築物等のコントロールにより、比較的良好な状況にあるといえます。

ここでは、これらの景観をこれからも守り育てていくための景観形成に当たっての課題を、「多摩川に関わる事項」、「多摩川沿いの市街地に関わる事項」、そしてそれらの景観を眺める「視点場に関わる事項」に大別して整理します。

##### 《多摩川に関わる事項》

###### ア 多摩川を縁取る緑

多摩川を縁取る緑については、都市計画緑地の指定などにより、全域を通して比較的良好な状態で保全されています。しかし、現行の規制内容では必ずしも崖線緑地の十分な保全が担保されるわけではなく、特に私有地では、崖線緑地の樹林の伐採が見られる箇所も散見されます。

また、手入れが不十分なスギ林や、竹やぶが生い茂るなど、景観的に好ましくない状況も一部で見られます。さらに、急勾配の崖線部では崖線が崩落し、保護工などの対応が必要な箇所も見られますが、これらの対応策についても十分な景観配慮が求められます。

既設の建築物等においては、崖線の樹林部を含めた開発がなされた経緯があり、これらについては、新たな緑化や、建築物下部の基礎擁壁部の修景が望まれます。



日照確保などの理由から、一部の崖線緑地では伐採が行われている。



崖線部の崩落箇所は、保護工などの対応についても十分な景観配慮が求められる。



崖線緑地の樹林が伐採され、河原近くの高さから立ち上がっている大規模な建築物。樹林の復元は難しいが、改修時などにおけるむき出しの基礎擁壁部に対する緑化修景などが望まれる。



## イ 多摩川の水辺施設

多摩川沿い地区には、多くの観光客が訪れる御岳渓谷周辺やまちなかの水辺のオアシスとなっている「釜の淵公園」や「市民球技場」など、上流から下流地域に至る多摩川の河道特性を活かした憩いの空間が整備されています。これらの施設・空間は、全体的には多摩川の河川景観と調和したものとなっていますが、長大な修景階段護岸、擬木コンクリート製品の多用などについてはさらに景観への配慮が望めます。また、御岳渓谷遊歩道沿いでは、維持補修が不十分なサイン、使われなくなったカヌーの放置等も見られ、今後の対応が望めます。

さらに、公園周辺の川原は、バーベキュー等のレクリエーションの場ともなっていますが、ゴミ等の後始末が悪い、直火のバーベキューによる野火の危険があるほか、川原の石が焦げるなど、利用マナーに関わる課題も見られます。



コンクリートの長大な修景階段護岸（市民球技場前）。



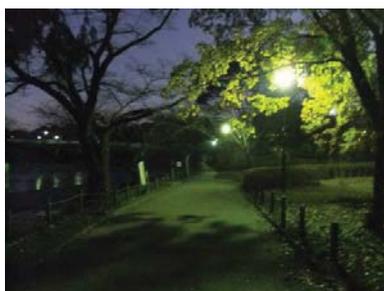
本物の自然とふれあえる憩いの場での擬木コンクリート製品の多用は、せつかくの憩いの場の雰囲気損なうおそれもある（釜の淵公園）。



遊歩道などに設けられる案内サイン等については、きめ細やかな監視や維持補修が望まれる（御岳渓谷遊歩道）。



川原でバーベキューを楽しむ様子は、賑わいの風景として好ましいものであるが、直火により野火の危険があるほか、川原の石が焦げる等の利用マナーに関わる課題も見られる。



中・下流地域の広場は、市街地からも近いことから朝夕の散歩などの利用者も多く、これらの利用者の便に資する照明施設についても、景観や周辺環境への配慮が求められる。

## 《多摩川沿いの市街地に関わる事項》

### ア 建築物等

建築物等については、絶対高さ制限付きではない高度地区はあるものの、大部分の区域で高度地区の指定がなされるとともに、「東京都景観計画」や「青梅市景観形成ガイドライン色彩編（一般地区）」の適用もあるため、景観形成に向けての基本的な枠組みは整っています。

しかし、多摩川沿い地区にあって、良好な景観に影響を及ぼすおそれがある建築物も見られます。個別に見ると、これらの適用から外れる 10m以下の建築物等を中心に、周辺景観からやや浮き上がった印象の建築物がある他、高層マンションの大規模壁面や配管などが目立つ建築物が散見されます。



壁面の色味が強く、明度が比較的高いため目立ちやすいマンション。



白色系の大規模な壁面は周辺から浮き上がりやすい。



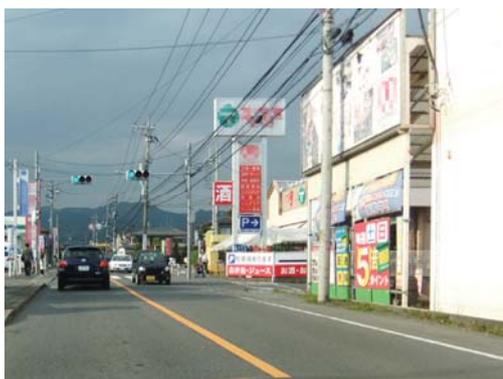
右岸側の建物では橋から眺められる北側の壁面が日照の関係から裏側になりやすく、配管などの設備類が目立ちやすくなる傾向がある。

## イ 沿道の景観阻害要素

多摩川沿い地区では、奥多摩街道、青梅街道、吉野街道といった幹線道路沿いに設置された看板や自動販売機、錯綜する電線類といった、青梅の一般的な市街地と同様の課題が見受けられます。また、ガードレール等の道路附属施設についても、その色彩が沿道景観の雰囲気や損ねている区間が見られます。



上・中流地域の幹線道路沿いでは観光施設等を案内する看板が目立つようになり、沿道景観の雰囲気を損ねている。



中・下流地域の幹線道路沿いでは店舗等の屋外広告物や自販機などが目立ち、沿道景観の雰囲気を損ねている。

中・下流地域の市街地では、電線類が錯そうし、景観的に煩雑な印象となっている場所も見られる。



ガードレールや路面の舗装は、道路景観の中で大きな割合を占め、目立ちやすい施設である。道路施設としての機能を考慮した上で、これらの色彩に対する景観配慮が求められる。

## 《視点場に関わる事項》

### ア 川沿いの広場・公園、遊歩道等

多摩川の河岸段丘上に広がる青梅の市街地では、川沿いに位置していても、直接的に多摩川を眺め、感じることでできる場所は、豊かな崖線緑地の存在もあり、必ずしも多くはありません。また、多摩川沿いには御岳溪谷遊歩道など、多摩川を眺めながら歩ける道も整備されていますが、地形的な制約等もあり、遊歩道の連続性等については十分とは言い難い状況となっています。今後は、川沿いに立地する広場や公園の視点場としての有効活用、遊歩道の改善等を図り、多摩川をより身近に感じられるような景観形成が求められます。

また、現在はほとんどその名残をとどめてはいませんが、多摩川の水辺にはかつての渡しや筏流しに関わる場所（土場など）も点在しています。また子どもの頃の遊びを通じて名前が付けられている岩場など、地域の人に親しまれている場所も見られます。これら昔からの川との関わりを通じた地域資源にも光を当てながら、多摩川をより身近に感じられるような景観形成を図ることが望まれます。



川沿いに位置する公園の多くは、豊かな崖線緑地の存在もあり、川を良好に眺めることのできる視点場とはなっていない。（田端公園（左）、下長淵公園（右））



多摩川沿いを歩ける遊歩道の連続性については、十分とは言い難い状況も見られる。



軍畑大橋の橋詰に設けられた軍畑の渡しの碑。丹念に探せばかつての渡しに至る道などの名残を見いだすこともできる。

## イ 橋梁

多摩川には多くの橋梁が架かっています。これらは橋梁景観として、多摩川の自然性の高い河川景観との融和が求められるだけでなく、多摩川を眺める場として大切な意味を有しています。

また、人工物が直接的に河川環境と併存する場所であり、自然環境への配慮が必要な場所でもあります。

橋梁については、これらのことを念頭におき、管理者との協議により、多摩川の自然と融和し、多摩川を身近に感じることができる場としての充実を図ることが求められます。



周囲の景観になじまない橋梁の高欄。(軍畑大橋 (左)、鎧橋 (右))



川に対して遮蔽的な印象の高欄。  
(奥多摩橋)